

平成 21 年 8 月 日

横 浜 市 長

横浜市公立大学法人評価委員会

委員長 川村 恒明

意 見 書

公立大学法人横浜市立大学の平成 20 事業年度財務諸表及び利益処分（案）の承認について、地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）第 34 条第 3 項及び同法第 40 条第 5 項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

1 地方独立行政法人法第 34 条第 1 項に規定する財務諸表の承認について

意見はない。

2 地方独立行政法人法第 40 条第 3 項に規定する利益処分の承認について

利益処分を承認することは適当であるが、承認に当って下記の意見を付するので、十分留意されたい。

【 意 見 】

「設立団体との共通理解のもと、次期中期目標・計画を見据え、目的積立金の活用も含め、法人全体の予算統制（収支計画、資金計画、さらには人員配置計画や設備投資計画など）がさらに実質的に機能するための取組を進めること。」

以 上